

「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するための
対応に係る基本的な考え方の意見募集結果について

1 区民意見募集の実施概要

(1) 意見の募集期間

令和4年9月11日（日）～令和4年10月11日（火）

(2) 意見の提出方法・人数・件数

意見の提出方法		人数	件数
内 訳	区ホームページ	12人	20件
	郵 送	0人	0件
	ファクシミリ	0人	0件
	窓 口	1人	1件
合 計		13人	21件

(3) 資料の閲覧場所

環境課（区役所8階）、区政資料室（区役所3階）、総合案内（区役所1階）、
各総合支所・台場分室、各港区立図書館（高輪図書館分室を除く。）

2 意見・要望等の反映状況

①	意見の趣旨を踏まえ、修正又は追記したもの	0件
②	意見の趣旨が既に記載してあるもの	5件
③	意見の趣旨は関連する取組で対応するもの	6件
④	意見の趣旨が対応できないもの	10件
⑤	区政に対する要望等として受けたもの	0件
合 計		21件

3 意見内容及び対応

別紙のとおり

1 禁止行為について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	<p>「給餌行為」自体を禁止事項として追加するべき。動物の糞尿が、住宅の屋根・ベランダなどのような他人の私有地に落ちた場合、給餌者は清掃活動を十分に行えないので、近隣住民の生活環境に悪影響を生じさせる。給餌者が可能な限りの清掃活動をしたと主張した場合には、新たなトラブルの原因となる恐れがある。</p>	<p>(在学) 20代</p>	<p>港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（以下「環境美化条例」といいます。）の改正において、「給餌による生活環境への悪影響を生じさせること」を禁止とする予定です。この対応により、生活環境の悪化に繋がる給餌に対し、法的根拠のある指導、勧告等ができ、状況を改善できると考えます。</p> <p>なお、私有地における給餌行為が、公共の場所に悪影響を生じさせている場合は、改正後の環境美化条例の対象となります。</p>	<p>④</p>
2	<p>以前多頭飼育で飼育崩壊したことで地域に猫が増えていた。管理できない飼育についても条例で規制してほしい。被害が発生しているときにはエサやり自体を注意できることを明記した条例にすべきである。</p>	<p>(在住) 不明</p>	<p>個人が所有している動物に関しては、「動物愛護及び管理に関する法律」に定められていることから、同法により対応することとなります。</p>	<p>③</p>

2 区の対応について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	どこに鳩が集まっているかに注目して巡回をお願いしたい。鳩に対する無責任な給餌行動の禁止と鳩の糞害の広報を繰り返しお願いする。	(在住) 60代	給餌行為による生活環境への悪影響が生じている箇所について、重点的に巡回を行うほか、周知啓発も行います。	②
2	ハトのエサをやっていた人は、家族も手におえないような状態であった。例えば、その人がエサ買うお店に情報提供し、買うところから防ぐことができたのではないか。	(在住) 不明	「給餌により生活環境に悪影響が生じている状態」の発生を防止するため、区民、地域等へ事前周知や啓発を広く行い、快適な生活環境の確保に取り組みます。	④
3	巡回指導業務の委託業者による声かけに加え、改正条例の該当箇所の抜粋を配布することで、注意をする側は注意の根拠を示すことができ、受ける側も口頭で受けるより理解しやすい。	(在学) 20代	御意見を受け止め、周知啓発の取組を進めます。	②

3 給餌対象の明示について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	ハトに限っての事項であれば、「鳥類への給餌により」などと明確に書くべき。この案では、鳥類、野生動物、愛護動物が区別されてない。別紙で「動物の威嚇行動」とあるが、これは、「鳥類の威嚇行動」ではないか。	(在住) 70代	今回の取組は、「給餌行為によって生活環境へ悪影響を生じさせること」の防止であることから、対象となる動物は限定していません。	④
2	規制する対象を明記し、適切な管理がされた地域猫に対する給餌は指導の対象にならないことを明らかにするべき。定義の中に猫を対象として加えた上で、「地域猫は除く」と明記するとよい。	(在学) 20代		④
3	地域猫活動を対象としないのであれば、対象動物を「ハト・カラスに限る」と明記すべき。第一に周知の際に「猫への餌やりも規制されるか」といった誤解を生まない効果が見込め、第二にハト・カラスは集団で生活する動物であり、猫は異なるため。猫の忌避剤等を用いることで、近隣住民による自衛も比較的容易であるため、悪質な生活環境への悪影響を及ぼしやすいハト・カラスに限る意義がある。	(在学) 20代		④

4 過料を設けることについて

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	過料や本人と特定されにくい形での情報公開などの強制力を伴う条例などの制定、一般的な指導に全く従わない人についての強い対応は必要。	(在住) 60代	区は区民の皆様にルールやマナーを守っていただくことで、環境美化の実現に取り組んでいます。みなとタバコルールに基づく公共の場所での喫煙の禁止や他自治体の給餌行為などの例においては、指導や勧告等で効果が上がっていることから、同様の対応とします。	④
2	区の指導や勧告に従わなければ過料を科すことを条例に加えるべき。給餌による生活環境への悪影響に関しては、悪影響を生じさせた者に対して指導や勧告にとどめると、従わないことも十分考えられるため、悪影響を減らすことはできない。	(在学) 20代		④
3	区の指導、勧告に従わなかった場合には罰金を科すことを加えるべき。給餌行為をする人は、家に一人であることが寂しいから給餌行為をしてしまうという人が多いのではないか。このような原因は、精神的なものであり、区が指導、勧告したところで繰り返してしまう人が多く、過料を科してもお金を払えば繰り返しても良いと考える人に対しては、効果が薄い。罰金であれば、前科が付くため対象者が様々な不利益を被ることが予想され、将来的に考えれば繰り返し発生するリスクを下げられる。	(在学) 20代		④
4	過料・氏名の公表・清掃等の対策に要した費用を請求できるようにしてほしい。	(在住) 40代		④

5 周知等について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	子供は給餌に興味がある可能性が高いため、小学校、学童での周知、啓発活動に力を入れるべき。子供が広報やホームページを閲覧することは考えにくいいため、小学校、学童でのポスター掲示に加え、騒音被害やふん害などを紹介した映像を小学校や学童で流して子供に教えれば、将来も悪影響を防止できる。	(在学) 20代	御意見を受け止め、効果的な周知方法や周知場所について検討します。	③
2	小学生、中学生の夏休みの課題に給餌による生活環境への悪影響の例をポスターに描いてもらうべき。小学生、中学生は給餌による悪影響を早い段階で知ることができ、駅などに掲出することによって、それを目にする大人に対しても影響がある。	(在学) 20代		③
3	防災無線を活用することによって、給餌による生活環境への悪影響を大勢の人に知ってもらうことが可能。日頃から耳にすることで、意識するようになるのではないか。具体的には、毎日1回、夕方5時の定時放送の時に、一緒にアナウンスするのが良い。	(在学) 20代	防災無線で流すことのできる内容は限定されているため、効果的な周知啓発方法を検討します。	③
4	職員や委託業者による見回りには費用的限界があるため町会・自治会と協力、連携し住民やボランティアなどに見回りを行なってもらうべき。町会・自治体との協力、連携による見回りは、低費用かつ多くの地域で事案発生を抑制できる。	(在学) 20代	職員に加え、各町会・自治会の皆様と既に見回りを行っています。引き続き、連携、協力し対応します。	②

6 地域猫活動について

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	<p>猫や人に暴言暴力を行う住民がいるため、ボランティアは人目を避けて活動するしかない。猫とボランティアの安全を確保するために、公園や区の施設などでの給餌許可の掲示をお願いしたい。</p> <p>また、個人で庭や駐車場を提供してくださる方への声かけも行政に希望する。行政が中心となり、飼い主のいない動物を保護し、飼い主を見つけるシステムを区で構築することができれば、大きく改善できる。</p>	<p>(在住)</p> <p>60代</p>	<p>区では、飼い主のいない猫の繁殖と近隣被害の防止のため、去勢・不妊手術費用の助成や、地域猫セミナーの開催、近隣住民への説明を行うなど、地域猫活動を支援しています。</p> <p>引き続き、地域猫活動の推進への理解を深める取組を行います。</p>	③
2	<p>地域猫活動についても条例で制限をして欲しい。声や匂いの問題は存在する。地域猫への餌やりは届出制にし、不妊去勢を必須にする、公園・道路などの公共の場を禁止し、民地のみで行う、不適切な地域猫活動が行われた場合は条例での指導を可能とするなど。</p>	<p>(在住)</p> <p>40代</p>	<p>環境省では「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」において、飼い主のいない猫に対する給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行うことなどを「猫の飼養及び保管に関する基準」に定めており、地域猫についてもこの基準に沿って、管理していただくようお願いしています。</p>	③

7 その他

番号	意見の概要	意見者	区の考え方	対応
1	給餌行為による被害を私有地に生じさせることも禁止する規定を設けるべき。大阪地判、東京地判において、私有地での給餌行為に対して損害賠償を求める事案が発生しており、現場は生活環境が密接に繋がっているマンションであったため、周辺住民への被害は甚大なものとなった。給餌行為は、住民同士のトラブルに発展しやすいことが予見できる。	(在学) 20代	私有地における給餌行為が、公共の場所に悪影響を生じさせている場合は、改正後の環境美化条例の対象となります。	④
2	回収義務を怠った人に対して法的根拠を伴った注意喚起をすることが可能になるため、給餌により残さが生じた場合、回収義務を課す規定を条例に置くべき。また、給餌をした者が明らかでない場合は敷地管理者に対して回収義務を課す規定を条例に置くべき。資料では、実際に被害が発生しなければ、指導・勧告ができない場合が考えられる。	(在学) 20代	環境美化条例では清潔保持の努力義務を定めています。また、環境美化条例の改正において、残さの放置を禁止とする予定です。	②
3	給餌による迷惑行為について具体的に明記する必要がある。実際に給餌による迷惑行為について規定している大田区、世田谷区の条例では複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で被害の発生が共通の認識となっている場合なども規定していた。 このような規定も港区の条例に置くべきである。	(在学) 20代	環境美化条例の改正において、給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集散する動物のふん尿その他の汚物の放置などを、「給餌による悪影響」として定義する予定です。 この定義に該当する場合、苦情の申し出の有無にかかわらず、速やかに対応します。	②